

研究論文 (Articles)

明治・大正期における公衆浴場をめぐる言説の変容

—衛生・社会事業の観点から—

川 端 美 季

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

The Transformation of Discourse about Public Bath
in the Meiji to Taisho Eras from the View Point of Hygiene and Social Welfare

KAWABATA Miki

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Science, Ritsumeikan University)

Based on journals and books written by hygienists, medical doctors and welfare workers during the Meiji and Taisho eras, this study describes the transformation of the discourse concerning bathing and public baths in Japan. Prior to the Meiji era, bathing was described in health books as a way to manage the human body's energy flow. During the Meiji era, Japanese hygienists introduced bathing concepts from European countries and the United States of America, and they determined Japanese bathing customs to be hygienic in the western sense. Later, however, hygienists often feared the spread of infectious disease through public baths, since numerous people used the same baths, so they conducted water examinations. Hygienists found bacteria in public baths and suggested using European style bathing techniques. Concurrently, inspired by movements in Europe and the U.S.A advocating public baths for laborers and the poor, welfare workers in Japan pushed the government to organize public baths as a social welfare programs. In conclusion, in the Meiji and Taisho eras, due to the influences of European countries and the U.S.A., public baths and bathing were redefined as contemporary means of hygiene and became part of the social welfare system.

Key Words : public bath, health, hygiene, social welfare

キーワード : 公衆浴場, 養生, 衛生, 社会事業

はじめに

現代において入浴する目的は身体の清潔を維持するため、日常的な疲労を癒すためだと一般的には考えられている。こうした入浴の意味づ

けは、いつから、どのようにして行われてきたのだろうか。日本が近代化するなかで生活に密着する様々なものがその影響を受けてきたが、入浴も例外ではない。本稿では、明治期以降の衛生家、医師、社会事業家の言説から、アメリカやヨーロッパ諸国の影響を受けながら、入浴

と入浴の主たる場であった公衆浴場の意味づけが変容していく過程を明らかにする。

従来の多くの入浴と公衆浴場の歴史研究において、武田（1962）が入浴の目的のひとつとして「保健衛生」を挙げたように、入浴は身体の清潔、健康の維持のために行われると考えられ、公衆浴場はその役割を持っていると自明視されてきた。例外として、鈴木（2001）は、先行研究の多くが入浴を保健衛生上不可欠であると自明視している点を問題視した。鈴木（2001）は上記のような入浴認識が何の検討もなく持たれていることについて批判し、江戸期の入浴について養生書から検討した。日本の明治期以降の入浴と公衆浴場に関しても、従来自明視されてきた入浴観を検討し直し、それらがどのように構築されたのか分析する必要がある。

海外では、公衆浴場の歴史は清潔及び不潔の心性が構築されていく歴史として記述されてきた（Ashenburg, 2007；Corbin, 1982；Csergo, 1988；Hoy, 1997；Smith, 2007）。これらの研究は、公衆浴場を衛生の重要な要素のひとつとして位置づけており、浴場施設の整備や公衆衛生政策を通じて、清潔観念、衛生観念が強化されていく過程を読み解くものである。

近代以降の日本の入浴及び公衆浴場に触れる研究のなかには、西洋人のまなざしについて論じるものもあった（小野, 1997；今西, 1998）。江戸幕末期以降、日本を訪れた外国人は、自分たちに比して頻繁に入浴する日本人を驚きと賛美のまなざしで見た（Alcock, 1863；Black, 1880）。この外国人たちは、入浴習慣をもった日本人を、清潔を好む国民だとして賛美し、一方裸体をさらすことに抵抗のない日本人について驚きのまなざしを向けた。従来の研究は、入浴や浴場というよりも裸体に関する西洋人のまなざしを中心に扱ってきたと言える。

西洋において公衆浴場に関する言説や状況が変わりつつある時期に、日本の入浴と公衆浴場

はそれらの影響を受けた。西洋における入浴及び公衆浴場に関する言説と、日本における言説とを結びつけた研究は未だ存在していない。しかし、本稿で示すように、西洋における入浴と浴場に関する動向は、日本の入浴の意味づけに大きな影響を与えており、西洋における動向との比較を検討することなしに明治期以降の日本の入浴について研究することはできない。

そこで本稿では、西洋から入浴及び公衆浴場に関する言説が日本へと導入されるなかで、入浴と浴場の意味づけが変容する過程を分析することとする。明治後期から大正期にかけて、入浴と浴場は、衛生と社会事業のなかに位置づけられていくことになる。

1. 江戸期の養生書にみる入浴及び湯屋

明治期の湯屋及び入浴に関する言説を見る前に、前近代と近代との連続性と断絶を明らかにするために、江戸期の湯屋及び入浴に関する言説を見ておきたい。

江戸期には出版文化が隆盛し、一般庶民にとっても読書は身近なものであった。そのなかで多くの養生書もよく読まれた。養生書とは身体と精神の安定を図り、病から身を守ることを説くものである。「養生」の概念は、中国大陸、台湾、朝鮮、日本に特有のものであるが、その起源を確定することは難しい（瀧澤, 1998）。

瀧澤（1998）が提示し、また鈴木（2001）が指摘するように、江戸期の養生書において入浴及び湯屋を扱っているものは数少ない。まず、江戸初期の医師である曲直瀬玄朔による養生書『延寿撮要』に「沐浴」の項がある。「沐浴」とは、「沐」が「カミアラウ」、「浴」が「ユアブル」の意味である（曲直瀬, 1599）。「沐浴」の項では、「頻に髪あらふへからず形瘦體重なる也」、「頻にゆあふる事なかれ血凝気散するなり」、「汗出て冷水にて浴する事なかれ」などと記述され

ている（曲直瀬，1599）。つまり曲直瀬は，頻繁に髪を洗い，湯を浴びることを禁じている。なぜなら血液の循環を損ない気を消耗させてしまうとされていたからである。また，1695（元禄8）年，著者未詳の『通仙延寿心法』は，「繁く湯風呂に入れば，身の皮薄くなり，へうき虚し血少なくなり，毛の穴開いて，風寒入り易し」という記述からはじまる。ここでは，入浴は消耗しない程度に行う方が良いと説かれている（著者未詳，1695）。

1714（正徳4）年に，江戸中期に最も体系的な内容だとされる貝原益軒の『養生訓』が発行された。『養生訓』は広い階層にわたる読者を得たものであり，以後，類似の養生書が刊行された。『養生訓』の「洗浴」という項目は，「湯浴はしばしばすべからず。温気過て肌開け，汗出て気へる」という記述からはじまる。加えて，「熱湯に浴するは害あり。冷熱はみづから試みて，沐浴すべし。熱湯に浴すべからず。気上りてへる」，「湯熱きは，身を温め過し，汗を発し，気を上せへらす。大に害有」とある。益軒は頻繁に入浴すること，熱い湯に入ることは「害」があることとした。そこで，「あつからず温湯を，少盥に入れて，別の温湯を，肩背より少しづつそそぎ，早くやむれば，気よくめぐり」と，熱すぎない湯で入浴することを勧めている（貝原，1714）。

益軒が重視するのは，身体の「気」の流れである。頻繁な入浴，熱い湯につかることは気を消耗させるものとされた。このような気の流れを重視するのは当時めづらしいものではなかった。益軒の『養生訓』とほぼ同じ時期の1715（正徳5）年に出た芝田祐祥の『人養問答』では，「風呂は大温甚し（中略）気を散ず」とある（芝田，1715）。その100年後の1812（文化9）年の本井子承の『長命衛生論』においても，「湯風呂も（中略）程よくして浴ば，気血順環して宜く毒にはあらず」とある（本井，1812）。養生

書において入浴は，身体の気の流れから語られるものであり，熱い湯に頻繁に入浴することは奨励されることではなかった。

1864年の松本良順による『養生法』は，日本人による最初の西洋医学に基づく養生論として知られている（鈴木，2001）。『養生法』のなかでは「浴場」という項があり，熱い湯に入ることが良くないとされ，また垢を取り除くことが勧められた。それは，垢がたまると肌の「気孔」を塞ぎ「病」を引き起こすとされたからであった¹⁾。

鈴木は，江戸期の養生書が頻繁な入浴，熱い湯に入ることを諫めているのは，当時の人々の入浴頻度が高かったということの証左であるとしている（鈴木，2001）。熱い湯を浴びる，頻繁に入浴するといった入浴習慣が普及した理由として，鈴木は，中世以来の仏教的入浴観の普及を挙げている。仏教では，発汗が養生と密接に関わっていた。寺院の施浴から始まった蒸し風呂などに入り，毛穴が開いて全身から悪いものが排出されていく，という身体感覚は当時の人々にとって説得力があったと鈴木は言う。加えて，江戸期には「疝気」という病があり，この疼痛は「冷え」によって激しくなりやすいと思われていたようである。そうした「冷え」への恐怖から熱い湯が好まれたと考えられると鈴木は述べている（鈴木，2001）。

そして江戸期の人々が頻繁に入浴していたのは，「道徳的潔白さ」と結びつけられていたと鈴木（2001）は指摘する。1802（享和2）年の山東京伝による『賢愚湊銭湯神話』では，年末の湯屋で積み重なる体の垢を落とすことは「心の内の欲垢」を洗い流すということであると描かれる（山東，1802）。心の垢とは色欲や金銭

1) Ashenburg (2007) によれば，アメリカ及びヨーロッパでは，1830年代初めに，皮膚には呼吸機能があるという考え方が注目を集めるようになる。19世紀の生理学者たちは身体の毛穴を湯できれいにしておく習慣が，健康そして生命維持に重要だと説いた。

欲である。つまり垢が落とされた「清潔な」身体は、欲や煩悩が落ちた「清潔な」心を表しており、それは都市社会における規範となっていくと鈴木は指摘する(鈴木, 2001)。加えて、式亭三馬の『浮世風呂』のなかで女性たちが「虱たかり」「腋臭ふんぷん」などと揶揄する様子を、「不潔な体は実際はどうあれ、格好の揶揄の対象」であり、「清潔な身体が社会的同一性を保証するかのようでもある」と述べる(鈴木, 2001)。江戸期の入浴は、養生書においては、気の流れが重視されたが、それだけにとどまらず垢をおとすことが市井の人々にとって道徳的規範という意味をも持っていたと考えられる。この道徳的規範は、後に見ていく伝染病を予防する清潔さとは異なるものである。

2. 明治期の衛生家により語られた入浴と浴場

前章において、江戸期では、体内の気の流れから頻繁な入浴を避けるようにという記述が主流であったことを指摘した。明治期以降、入浴はどのような意味で語られていくのだろうか。

明治期に入ると、入浴をめぐる状況は大きく変わり始める。その変化のひとつとして、明治期以前にもあった湯屋に対し法的規制が作られたことが挙げられる。湯屋は府県ごとによって法的に管理されることとなった。1879(明治12)年に東京で、全国で最初の「湯屋取締規則」が制定された。その後各府県が湯屋に対する取締規則を設け、それに基づいて湯屋を取り締まるようになる(川端, 2006)。湯屋に対する取締規則は、それぞれの府県によって程度の差はあるが、明治・大正期を通じて幾度も改正された。本稿では衛生家たちの言説に注目するため、法的規制については取り上げない。衛生家とは医師や行政の衛生を担当する部局に属する者から成り、衛生に関する専門家のことである。法的規制などは当時の衛生家たちの言説の在り方

と結びついていると考えられるが、その点について検討を行うことは今後の課題とする。

本稿では、明治期の衛生家たちが入浴に関して何を語り、それらの言説がどのように展開していったのか論じることとしたい。そこで、明治期に衛生家により組織された大日本私立衛生会が発行した『大日本私立衛生会雑誌』における入浴や浴場に関する記述を中心に取り上げる。大日本私立衛生会は、明治期の日本で医事衛生制度が準備されるなかで、一般民衆のなかになかなか根付かない「衛生」に関する知識と思想を啓蒙するために作られた。なお、「衛生」という語も、大日本私立衛生会を組織した、医師であり、衛生行政を指導した長与専斎により用いられ始めたとされる(小野, 1997)。本章では当時の衛生家たちが浴場をどのようにとりあげていたのか、『大日本私立衛生会雑誌』を中心に、浴場と衛生との関係についての当時の見解を整理し、衛生と入浴、及び浴場とがどのようにして結びついていったのかを見ていく。

2-1. 大日本私立衛生会雑誌の創刊

1879年以降度々猛威をふるったコレラの流行は、地方機構を非常に強化することになった。コレラの伝播を防ぐために検疫や隔離が徹底的に行われるようになった。

行政が強制的に検疫や隔離を行い、制度を整えるだけではなく、急性伝染病を防ぐためには一般民衆の意識を変える必要があると考えられた。つまり、一般民衆を強制的にではなく自発的に伝染病を予防する衛生的行動に向かわせる必要があった。そこで、1883(明治16)年に、衛生の知識を普及させ、衛生の施政を進めることを目的に「大日本私立衛生会」が発会した。大日本私立衛生会の会頭は佐野常民、副会頭は長与専斎、幹事には松本順、三宅秀、石黒忠恵などが名を連ねた。大日本私立衛生会の行う内容は、雑誌、報告の発行、総会員による総会の

開催、在京会員による常会の開催、「衛生談話会」「通俗衛生講話会」「通俗衛生談話会」等の開催、痘苗の製造と全国頒布、「伝染病研究所」の運営（1892（明治25）年以降）であった。『大日本私立衛生会雑誌』は演説、論説、質疑応答などを掲載するほか、中外彙報、寄書などで構成されていた。『大日本私立衛生会雑誌』には、多くの衛生家や医師が寄稿した。伝染病対策だけではなく、西洋的近代的衛生思想が紹介され、また飲食物や上下水道などに関する記事も寄せられ、衛生思想の普及に大きな役割を果たした。

『大日本私立衛生会雑誌』は1923（大正12）年1月以降、『公衆衛生』と名を変えている。1883年6月に刊行された1号から1922（大正11）年11月の460号の記事を見る限り、入浴、浴場に関する記述は多くない。瀧澤は、大日本私立衛生会の活動を通して、明治期の健康に関する文化的状況を見ると、普及を図られていた西欧的な「衛生」は、近世的な節制や鍛錬を基礎とする「養生」に近いものとしてとらえられていたと指摘する（瀧澤，1998）。『大日本私立衛生会雑誌』を見ることで、近世の「養生」から西欧的近代な「衛生」へと、入浴の意味づけが移行していく過程を見ることができると考える。

2-2. 入浴の衛生上の意義

『大日本私立衛生会雑誌』で最初に入浴について取り上げられたのは、1884（明治17）年の第14号の柴田承桂による「第二總會海外衛生上景況ノ報道（前號ノ續）」においてである。ここにおいて1883年にベルリンで開催された衛生博覧会の陳列物品の紹介として「衣服及ヒ皮膚保護沐浴」という項目があった²⁾。『大日本私

2) 「衣服及ヒ皮膚保護沐浴」の内容については言及されていない。また、1894（明治27）年の『大日本私立衛生会雑誌』136号に、「列國デモクラヒー會議」という記事が掲載された。この「會議部門」の中に「浴場衛生」という語が登場するが、その内容は紹介されていない。

立衛生会雑誌』では、海外における衛生の枠組みのなかで論じられる項目として、まず「沐浴」が登場した。

明治30年代に入ると入浴についての記述は新たな視点を提示するようになる。1897（明治30）年、『大日本私立衛生会雑誌』第172号に「沐浴の沿革及其衛生の必要」という記事が「中外彙報」に無署名で寄せられた。

我那は古来沐浴の美風がありて下等社会と雖も概ね毎月数回入浴せざるなし、之に反して欧州諸国にては下等社会は勿論上流社会にても日常入浴することは稀なり、されども入浴の衛生上必要なるは争ふべからざる所なるを以て近來公衆衛生の發達と共に浴場の設置せらるるもの多し、近着の歐文雑誌を閲するに、彼地沐浴の沿革を叙し衛生上入浴の最も緊要なることを記せるものあり（大日本私立衛生会，1897）

この記事は『大日本私立衛生会雑誌』において、入浴が良い習慣であると明言した最初の記述である。注目すべきは、当時の「欧州諸国」ではどんな階級の人でも入浴することは稀であると記述されている点、「欧州諸国」では入浴が衛生上必要であると記述されている点である。この記事では、欧文雑誌に触れて、日本の入浴の習慣をヨーロッパと比べて「美風」であると認識した。ここでいう「衛生」とは伝染病の予防という意味であったと思われる³⁾。この記事は次のように続く。

3) 19世紀のフランスでは温かい湯に入ることが病気を予防するとされ、そのための施設として公衆浴場があげられた。皮膚を清潔にすることが身体内にひそむ力を活発にするとされ、身体の一部でも洗うことが求められるようになった（Vigarello, 1985）。1890年代になると細菌説の影響で伝染病は語られるようになった。腸チフス、結核、コレラ、ジフテリア、ペストなどの病原菌が汚れた皮膚に潜んでいるとされ、不潔な個人は潜在的に病気を運ぶと見なされるようになった（Glassberg, 1979）。

其體外に滲出する所のものは常に皮膚面に附着して有害成分を有し、動もすれば傳染病毒感染の媒介となることあり。故に此有害成分を脱却せんと欲せば温湯に浴するの外他に其手段あるべからず（大日本私立衛生会, 1897）

「體外に滲出する所のもの」とは有害成分があり、常に皮膚に付着して、傳染病感染の媒介となることがあると説明されている。この有害成分を取り除こうとすれば温かい湯に入るほかに、温かい湯は血液の循環を助け、神経機能を活発にする効力もあるとする。加えて、「健康を増進せんが為に沐浴する者は多量にして且清潔なる温湯に浴し石鹸をひて十分身体に摩擦を加ふるを要す」と述べており、身体を温めるだけではなく、皮膚を洗い清潔にする必要があると説いている（大日本私立衛生会, 1897）。当時、身体を石鹸で洗うことがイギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国やアメリカで勧められていた（Smith, 2007）。

入浴を好む「日本人」が「清潔」であるという記述は、その後も『大日本私立衛生会雑誌』のなかでいくつか見られる。1902（明治35）年の亀井重磨による「入浴装置の改良を望む」という記事では、「日本人は世界中最も多く入浴を好む」という記述から始まり、「其身体を清潔ならしむると云ふの点に於いては異議なし」と書かれている（亀井, 1902）。少し後のことになるが、1916（大正5）年の『大日本私立衛生会雑誌』402号の「餘白録」には、「世界で我國民位入浴を好むものはほかにありませんでせう。入浴によつて身體の清潔を保つといふことは衛生上から見て大層良いことです」（大日本私立衛生会, 1916）とある。明治後期から大正期にかけて、ヨーロッパから入浴は衛生上良いことであるという認識がもたらされ、入浴習慣を古くから持つ「日本人」は「清潔好き」であ

るという言説が、大日本私立衛生会を構成していた衛生家たちの間で現れるようになった。

2-3. 病気伝播の媒体としての浴場

入浴は衛生上良いことであるという記事と同時期に、浴場は病気が伝染しうる場であるという記事が『大日本私立衛生会雑誌』に掲載された。1898（明治31）年、第184号の「質疑応答」で「理髪所又は浴場に於て病毒を傳染することあり之れを豫防する簡便なる方法」という題で会員の内山直三から質問が寄せられた。これに対し回答の浅川範彦は、浴場で病気が感染しない方法として、「浴場は西洋風に改良すれば病毒傳播の憂少なし」と述べた。そこで伝染しうる病とは「肺結核、癩病等」であり、特に肺結核については浴場の床に咯痰しないように、痰容器を設けるべきだと回答された（内山・浅川, 1898）。

ここでは、単に入浴そのものがよいというだけではなく、入浴する場が問題視され、病気が伝染しないためには「西洋風に改良」することが良いとされた。ただし「西洋風」の浴場がどのようなものなのかについては詳しく述べられていない。

1902年には、「入浴装置の改良を望む」という寄書が会員の亀井重磨から寄せられた。この記事は、日本の「入浴の装置」が「不完全」で「不潔」であるために、「種々の傳染病を傳播」する場合があると指摘する⁴⁾。ここで問題となっている「入浴の装置」は「洗湯營業者の浴槽」、すなわち湯屋の浴槽である。なぜ湯屋の浴槽が問題にされたのかというと、「終始同一なる湯中に幾百人も入るものなれば（中略）午後に至れば湯色全く濁濁し、漸々不潔の度を高め遂に一種の異臭を放つに至る」とされ（亀井,

4) 「田虫、疥癬等の皮膚病は多く此の浴場を媒介として傳染すること最も多きは累々醫家の説く處なり」として、浴場が皮膚病の伝染しうる場である指摘がなされている（亀井, 1902）。

1902)、ひとつの浴槽を多人数で共有することが問題視された。「不潔なる湯中に沐浴するは身体を清浄ならしむるにあらざりて寧ろ不潔ならしむるの傾向あり」と記述されるように、入浴する湯が不潔であれば身体を不潔にするとされたのである（亀井、1902）。亀井は続けて、入浴装置をどのように改良するべきか次のように述べている。

彼の欧米諸市に行はるる如く一個の浴槽にて一人づつ沐浴せしむるの装置数十室を置きて浴客の更迭する毎に其槽を洗滌し新たな湯を注入し入浴せしむる（亀井、1902）

この記事の指す「欧米諸市」について亀井は具体的な名称を挙げていない。ただ、欧米諸市ではひとつの浴槽に一人ずつ入る仕組みをとっており、そのような浴室が数十室あると述べている。この記事が指すひとつの浴槽に一人ずつ入り、一人の「浴客の更迭する毎に其槽を洗滌」する仕組みのある具体的な浴場は、管見の限り確認できていない⁵⁾。ただし、西洋には日本のものとは異なる非常に清潔な入浴装置があると考えられていたのではないだろうか。

明治30年代以降は、日本において浴場の水が

汚いと見なされ始めた時期であった。1899（明治32）年の『大日本私立衛生会雑誌』第193号では、医学士の野田忠廣による論説「水と衛生」が掲載され、水が生活に非常に重要なものである点、水の衛生上良い点と害を及ぼす点、水をどのように使用すればいいかという点について論じられた。特に水が害を及ぼす点では、水がコレラや赤痢や腸チフスなどの伝染病流行の主因になっていると説明され、水質調査を行うことと、飲用でなくても煮沸して使用することが主張された（野田、1899）。「傳染及び蔓延ノ機會」のものなかに飲食品などととも「沐浴」も挙げられている（野田、1899）。

その後、浴場の湯は水質検査されるようになった。その結果は『大日本私立衛生会雑誌』などに掲載されるようになり、調査者は浴場の湯がいかに汚れているか主張した。1903（明治36）年には、『中外薬報』に村井純之助による「東京市の浴場試験成績」が掲載された（村井、1903）。村井は東京市の10軒の浴場について調査している。村井は、10軒すべての浴場に対して同じ日、同じ期間で調査しているわけではなく、ある浴場については3日間、ある浴場は1日のみ調査し、十分な調査を行っているとはいえない。村井は「一定の試験成績を得ること難し」としながら、「汚穢の甚だしからざるは豫想外なりとす」とし、「必竟東京府下浴場に於ては屢々清水を加へ」、「不潔水を排除するに由るものにして衛生上害なきものと云ふべし」と見解を述べている（村井、1903）。

やがて、浴場の水質調査は、湯の細菌を調べようになる⁶⁾。1918（大正7）年に、衛生家の松下禎二による『衛生百話』が刊行された。このなかに「湯屋を改良せよ」という章があり、

5) 実証できていないが、当時の状況を鑑みるに、この浴室はシャワー室ではないかと思われる。19世紀末のイギリスの浴場は、プール、複数の個室風呂、ランドリーが備えられていた。この個室風呂に浴槽があったかどうかは定かではない。ただしこの頃の入浴施設が個室である場合はシャワー室であることがあった。水不足、水道代の削減という側面からか、浴槽よりもシャワーでの入浴がすすめられた。（Ashenburg, 2007）。フランスの労働者の浴場でも、シャワーが利用されていた。（Vigarello, 1985）。アメリカのニューヨークやフィラデルフィアなどの大都市で世紀転換期につくられた浴場は、個室のシャワールームが数十室ほど設けられており、浴槽はなかった（Glassberg, 1979；Williams, 1991）。これらの浴場は、費用をかけずに経済的に水を使用し、効率的に入浴者を「清潔」にすることを目的としていたと思われる。

6) 入浴後の湯に対する調査は欧米でも行われた。フランスでは、19世紀末にレムランジェが健康な人間が入浴した後と、しばらく身体を洗わずにいた兵士の入浴した後の湯を比較している（Vigarello, 1985）。

そこで湯の細菌数の調査が紹介されている。そこでは、井水、誰も入浴していない湯、一人が入浴した湯、10人が入浴した湯、20人が入浴した湯における細菌数を比較している。結果は井水がもっとも少なく、湯に関しては入浴した人数が増えるほどに細菌数も増えている。そして、その細菌は何かという、「化膿球菌」、「化膿球菌」、「麻球菌」、「肺炎球菌」、「結核桿菌」、「破傷風桿菌」、「普通大腸桿菌」などであった。この調査が紹介されたのは、これらの細菌が体内に侵入し病気を引き起こすと考えられていたからである。著者の松下は、これらの細菌を防ぐために、浴槽は陶器か金属製にすること、入浴の後に上がり湯を行うこと、入浴者はなるべく一番風呂に入ること、手ぬぐいは湯屋では借りず自分のものを用いること、備え付けの洗面桶を使用するのではなく自らのものを携帯し使うことを提案した（松下、1918）。

浴場の湯の汚れは、さらに激しく強調されるようになる。1919（大正8）年の『大日本私立衛生会雑誌』第438号では、無署名による「銭湯と尿の比較分析」という調査報告が掲載された。これは大阪市内の湯屋について調査したものである。湯屋の湯と尿とを比較する理由として、次のように述べられている。

市内に於ける湯屋の数を調べ候に東西南北の四区を通じて五百二十八なる数字を現はし候、之を人口百五十に対し、営業時間午前六時より午後十二時迄十八時間として一時間百二十五人を抱擁す可き割合に相成候、仮に隔日入浴と見ても尚一時間六十三人、芋の子同然たる状態に陥るは当然なる可く、宜なる哉衛生課に於て夜分十二時の湯を汲取り来り、是と普通人の排泄せる小便との比較分析を試みたる（大日本私立衛生会雑誌、1919）

この記事は1軒の湯屋に対し入浴客が多数いることを踏まえ、閉店時間の湯の分析を行ったものである。調査は、色、クロール、硫酸、燐酸、アンモニア、浮遊物の7項目を分析するものであった。色以外は、数値を比較している。調査結果は、色以外のあらゆる項目において、湯屋の湯が尿よりはるかに高い数値であった。湯の硫酸の数値は尿の約8倍、アンモニアの数値が尿の約200倍であった。日本の都市における湯屋の湯の汚染度に関する調査は大正期に幾度も行われた。これらの記録は湯が汚い、汚染されているということを描き出しているが、細菌数を調べておらず、また対策を具体的に述べているわけではなかった。これらの調査は浴場で病が伝染するというのを訴えるために、細菌数を調べることによって、湯の汚れを可視化しようとしていたといえる。

明治期において、西洋の影響で入浴は「衛生」という意味で扱われるようになった。明治30年代には西洋に引き付け日本の入浴習慣が見直され、「日本人は入浴好きである」、「入浴を好む日本人は清潔好き」だという認識が現れた。まず入浴により伝染病を防ぐことができると考えられ、伝染病を防ぐことが清潔であると認識されるようになった。それと同時に、浴場が病気の伝播する場だとして注意が促されるようになった。伝染病を防ぐために入浴しなければならないのであれば、入浴する場で伝染病がうつってはならないからである。伝染病の媒体となりうる、つまり衛生上汚れているとされた湯屋の湯は、衛生家たちにより調査されるようになり、細菌数を計ることでその汚染度を可視化し、過度に汚れを強調するようになった。これらの調査にあたった衛生家たちは汚れを強調する傾向にあったが、病気や細菌から身を守るために浴場の設備を変えていくことを提案するようになった。

3. 海外の公衆浴場設立運動と日本の公設浴場設立

明治30年代から、衛生家たちは日本の入浴を海外と比較して捉えなおした。日本の入浴習慣は公衆衛生的だと認識されるのと同時に、日本の浴場を改善すべきだとする言説が導かれた。同時期、頻繁に入浴できない人たち、たとえば、労働者や「貧民」が入浴できる環境が必要であるという主張が社会事業家を中心に現れるようになる。この主張もまた、当時の社会事業家、衛生家が、アメリカやヨーロッパ諸国で行われていた「労働者」・「貧民」対策や社会事業を参考にしてのものであった。本章では、19世紀後半以降のヨーロッパとアメリカにおける入浴及び浴場に関する状況を先行研究から整理した後、日本では公衆浴場にどのような意味づけがなされたのかを見ていくこととしたい。

3-1. 海外の公衆浴場

アメリカやヨーロッパでは、19世紀の後半から、「公衆浴場運動」Public Bath Movementが展開されていた（Glassberg, 1979；Williams, 1991；Smith, 2007）。公衆浴場運動は「移民」、「労働者」、「貧民」⁷⁾が暮らす地域を対象に、浴場を設けようとする運動である。1820年代にイギリスで始まったこの運動は、1840年代にピークをむかえ、19世紀後半にヨーロッパ大陸に広まった（Williams, 1991）。公衆浴場運動は「不潔な」貧民を「清潔」にすることを目的としていた。加えてもうひとつの目的があった。当時、「不潔」は「悪徳」、「悪習」につながると見なされていた。身体を洗わないままでは身体的及び道徳的な脅威になりえた。貧民の暮らす環境は悪臭にあふれ、衣服は汗にまみれて

いたが、当時、それらは道徳的にも疑わしい状態と見なされたのである。清潔さは市民の一員になる条件のひとつでもあった。身体を洗わないままでは身体的な意味だけではなく道徳的な脅威であった（Glassberg, 1989；Williams, 1991）。だからこそ入浴行為は貧民の「道徳性」を向上させるという目的と結びつけられた（Glassberg, 1979）。貧民のために浴場を設けることは、彼らの生活に「清潔」をもたらす「装置」を導入することであり、身体にまつわる習慣を変化させ、道徳性を向上させることでもあった。（Vigarelo, 1985）。

イギリスでは1828年に、最初の公費で建設された公衆浴場、すなわち公設浴場が、リヴァプールに建てられた。1846年には、「公衆浴場と洗濯場の設立推奨活動（An Act to Encourage the Establishment of Public Baths and Washhouses）」が推進され、公衆浴場を建てるために市民に課税することが可能となった。1896年までに、イギリスでは200を越える自治体が、公設浴場を持つようになった（Williams, 1991）。同時期、アメリカでは浴場を建築し運営する際は、慈善基金に頼っていた。つまり公費で建てられるほど、浴場は必要だと見なされていなかった。加えて浴場が設けられても「貧民」は利用しないと思われていたのである。しかし、19世紀の終わりまでには公衆浴場の設置は緊急性のある問題として見なされるようになった。医師たちは、貧しい下層地域に腸チフス、結核、コレラ、ジフテリア、バスタなどの病原菌が現れると指摘しており、貧民が潜在的に病気を運ぶ媒体と意味づけられた。加えて、浴場を設けることで貧民の習慣と貧民の環境を一気に改善しようとしていたのである（Glassberg, 1989）。

19世紀の後半からイギリスで始まった公衆浴場運動は、伝染病を防ぐという衛生的な目的があると同時に、浴場を設け、入浴出来ない人々

7) 「移民」、「労働者」、「貧民」は、明確に区分されていたわけではなく、それぞれが重なって見なされることもあった。

を入浴させ、「市民」として教化していく社会事業的目的も備えていた。この運動は行政による「公設浴場」を建てることを促すものであった。

3-2. 社会事業としての浴場

ヨーロッパやアメリカの浴場についても、明治30年代半ばから、衛生家や社会事業家により、紹介され始める。彼らは日本においても浴場運営を、西洋にならって、「貧民」に対する浴場を設けるべきだと提案し、社会事業のなかで公設浴場が設けられていくことになる。

1901（明治34）年に京都市参事会の編集による『伯林市行政ノ既往及現在』のなかで、ベルリンの公衆浴場が紹介された。ここで紹介されたのは「河水浴場トシテ水面上ニ浮設シタルモノ」と「陸上ノ浴場」であり、陸上の浴場の方が入浴料が高く、「貧者」には無料で「河水浴場」に入浴させた。無料で入浴する人は48万2000人余りだと説明されている（京都市参事会編、1901）。

1903年には、『大日本私立衛生会雑誌』第239号において内務省衛生局保健課長の小原信三、愛媛県技師の松崎宗信による「日本國民衛生に就いて」という論説が掲載された。その中で、「保健行政のことは伴ふて居る日本で今日やつて居るのが眞に振はぬが兎に角浄水、下水、汚物、掃除、飲食物、衣服、（中略）湯屋等不完全の取締りではあるけれども兎に角今日にこんなことをやつて居る私はこの衛生と云ふものは社会問題並に慈善事業と伴ふて往かねばならぬと思ふのである」という記述がある（小原・松崎、1903）。ここでは浴場などの取締は、社会問題、衛生事業を慈善事業とともに進んでいかなければならないと主張された。この記述には、衛生と社会事業を同時に進めようとし、浴場をそのなかに組み込もうとする意図がうかがえる。

1912（明治45）年には、生江孝之による『欧

米視察細民と救済』が出版された。生江は「日本で最初の専門概論書」といわれる『社会事業綱要』を著した社会事業学者として知られている（木村、1980）。生江は1900（明治33）年から1903年渡米、1908（明治41）年から1909（明治42）年に渡欧し、各地の社会事業を視察し、その成果を『欧米視察細民と救済』として著した。その中の第七章「公設浴場と洗濯場」で、生江はヨーロッパの浴場の歴史とニューヨークの公設浴場、スコットランドの浴場と洗濯場、日本の浴場問題について書いている（生江、1912）。生江によると、近代における「公益を主とする公設浴場」を最初に設置したのは、イギリスのリヴァプールで1892年のことであった。そして1896年に英国議会で市町村内に公設浴場を設置するよう法律が制定されたことを生江は紹介し、この制定に基づいてバーミンガムで公設浴場が設置され、この後15、6年の間にイギリスの各都市に公設浴場が設置されたことを生江は記述している（生江、1912）。加えて生江は、アメリカでは1893年に中央労働局が労働者について調査したところ「入浴すべき機関」が不十分であることが認められたことを挙げている。そしてニューヨークとスコットランドのグラスゴーの公設浴場を紹介したうえで日本の「浴場問題」について述べている（生江、1912）。

生江が、日本の浴場問題で着目したのは「労働者」と「細民」であった。生江は、アメリカやヨーロッパの入浴料に比較すると、日本の入浴料は低廉だが、労働者とその家族においては「必ずしも低廉といふことが出来ぬ」として、労働者自身が入浴することが出来ても「家族に至つては入浴の度数甚だ少なき」と説明した。労働者の家族が入浴できない理由を「清潔を重んずる我國に於て細民の家族が其収入に比し、入浴料の比較的高価なるが為め」とし、収入に比べ入浴料が高価であるとした。当時の入浴料

は大抵3銭だとしている。そして「入浴を得ざるは遺憾のことである」と述べ、労働者の家族が入浴できないことを問題視したのである（生江, 1912）。そこで、生江は「細民窟内に、公益を主とする浴場設置の必要を認むる」、「東京、大阪其他の大都會に於ける普通細民窟に於て、公益を主とする公設若くは篤志家の企てになる浴場を設置することを得ば、細民に與ふる恩恵は決して僅少ではない。細民救済を念とする者、又比の一事を顧みる要がある」と主張した（生江, 1912）。生江はイギリスやアメリカの公衆浴場運動のなかで、公衆浴場の利用者が労働者、移民、貧民であったことを踏まえて、日本では細民の救済のために浴場を設けることを訴えた。生江の主張は、彼が視察したヨーロッパとアメリカの状況に強く影響を受けていた。生江は1902年に内務省囑託になり、地方局慈恵救済事業取扱を命じられ、官僚として社会事業に関わることになった（木村, 1980）。

イギリスやアメリカでは入浴しない人々を、病を伝播させる可能性を持つ不潔な人々と見なすことがあったが、日本においてもそれは同様であった。1913（大正2）年、『大日本私立衛生会雑誌』第368号に掲載された関天籟の「特殊部落の衛生に就いて」という記事では、「細民」を「入浴等も全然之をなさぬ（中略）近來は肺結核の蔓延する傾向があり、トラホームの如きは殆ど特有であつて、風俗上の関係からして、花柳病の患者も又頗る多いとのことである」と記された（関, 1913）。「特殊部落」に暮らす「細民」は衣服すら変えない、食事する場の近くで排泄する、入浴も全然行わないため、伝染病が伝播しやすい環境にあるとして、その環境を「改善」する必要があると関は説いた。そして、改善する項目のなかに「浴場ノ設備ヲ奨励」することを挙げている（関, 1913）。1918年の米騒動を契機に被差別部落に対する改善事業は大きく進められ、被差別部落において浴場設備をつ

くることが奨励されるようになった（川端, 2009）。ただし、米騒動以前から、関が述べたような環境「改善」のために浴場を設けることを奨励していたのは注目すべきことだろう。

その後社会事業が進むなかで、行政も、生江や関と同様の主張をするようになる。1921（大正10）年に、府や市が公設浴場を設置する際に融資した簡易保険局積立金運用課が「公設浴場に関する調査」を行い、同年にこの調査報告が刊行された。この報告では13の公設浴場及び公設浴場計画が挙げられ、日本のみだけでなくロンドンスコットランド、ボストン、ニューヨークの公設浴場も紹介されている。公設浴場の紹介のほか、公設浴場設置の際の法的規制、浴場収支、公設浴場の社会政策的必要についても述べられた。このなかにも、「我国人の潔癖は世界周知の事実にして其の入浴好は夙に国民性を為し」、「外国人が日本人の入浴好きを見て其の清潔癖を賛美し」、「日本人が清潔を美德の一と数へ、毎日入浴するを其の義務と考へ」、「我國民が入浴度数多きことは到底外国人の比にあらず」という記述があり、「日本人」が清潔で入浴好きであることが強調されていることがわかる（積立金運用課, 1921）。

積立金運用課は、公設浴場を利用する対象として「貧民」と「労働者」を想定していた。積立金運用課は「公設浴場の社会政策的必要」という項目のなかで以下の点について記述している。(1)「労働者と身体の慰安」、(2)「労働者の家族と湯銭」、(3)「貧民と公設浴場」、(4)「湯銭の高価」、(5)「衛生上より見たる公設浴場の必要」、(6)「浴場を通じての下級者教化」、(7)「洗濯場の附設」、(8)「理髪店の附設」の8点である。積立金運用課は、入浴料金が高額である等様々な理由⁸⁾ゆえに「貧民」の入浴回数が少ないことを指摘し、労働者に公設浴場が必

8) 入浴料金が高額であるという点以外の理由として、「無精の為」、「習慣」、「好まざるもの」などが挙げられている（積立金運用課, 1921）。

要であるのは、「労働者の唯一の慰安は（中略）終日の労苦を癒すべき入浴」、「入浴は労働に取り欠くべからざる慰安」であるからだを説明した。その上で入浴を労働能率の回復となると述べた（積立金運用課、1921）。

こうした記述は地方行政が公設浴場を設置する際にも見受けられる。1921年、京都府が公設浴場設置の目的を「清潔を奨め、慰安を与ふべく」、「衛生上、風教上の中心となしたる改善の機関たらしむべき」と説明している（京都部落史研究所、1985）。大正期に進められた社会事業政策のなかには、「貧民」、「細民」の衛生状況を改善することがあり、それは西洋と同様、そのことによって彼らを教化することにもつながっていた。そして、大正期には、入浴することには伝染病を防ぐというだけではなく、労働力の回復につながるという新たな意味が加えられたと思われる。

19世紀後半から、イギリスやアメリカでは公衆浴場運動が展開されており、社会事業のなかで「貧民」や「労働者」に対する浴場が設けられるようになっていた。浴場が設けられる目的は、伝染病を予防し、「貧民」や「労働者」の「不潔」という悪習を「改善」することであった。日本でも、明治30年代半ばから、イギリスやアメリカの公衆浴場運動が紹介されるようになった。そして、伝染病を防ぐという衛生的な意味だけではなく、「貧民」や「労働者」の「不潔」な習慣や環境を「改善」する社会事業のなかで浴場が設けられていくようになった。加えて入浴には、労働者の「慰安」、労働力の回復という意味づけが加えられるようになった。

おわりに

江戸期の日本で、養生書において入浴について重視されていたのは気の流れであり、熱い湯を浴びることは望ましくないとされていた。

明治期の入浴及び公衆浴場をめぐる言説を見ると、明治30年以降に大きく展開していったことがわかる。2-2で見たように、1897年に西洋では伝染病から身を守る衛生的な意味で入浴が捉えられているということが『大日本私立衛生会雑誌』で紹介され、衛生家を中心に入浴が衛生上意味のあることだという認識が共有されるようになった。同時期の1898年に、浴場は病気が伝染しうる場であるという言説が、同じく『大日本私立衛生会雑誌』で現れる。病気を伝染させないためには、浴場を「西洋風」に改良すべきだという意見が現れ、浴場の水質調査が行われるようになり、湯の汚さが強調された。

日本における入浴及び浴場に関する言説は、イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国やアメリカでの言説や政策に影響を受けてきた。明治30年代半ばになると、西洋の公衆浴場運動、社会事業としての浴場の役割が社会事業家によって紹介される。西洋に倣って、日本においても「労働者」や「貧民」を対象とする浴場を設置することが社会事業家を中心に主張された。このような浴場の設置を勧めることは伝染病を防ぐという衛生的目的とともに、労働者や「貧民」を「不潔」な習慣から脱却させ、彼らを教化するという社会事業的枠組みのなかで論じられた。

そして大正期には、社会事業のなかで公設浴場が設置されるという具体的な政策にまでつながっていくようになる。

本稿では、入浴及び浴場に関する言説の変容について衛生家や社会事業家による言説を中心に明らかにした。今後は、地方議会の資料や、家庭医学書などを検討し、入浴と浴場についてどのような意味づけがなされていったのか考察する必要があるだろう。

また、西洋の影響を常に受けてきた日本の入浴及び浴場に関する言説は、大正期にさらに広がることになる。1918年、『大日本私立衛生会

雑誌』第423号に、北海道小樽警察署長小松梧樓による寄書「アイヌ種族の衛生状態（二）」が掲載された。小松はアイヌの人たちを「彼等種族は古來入浴するを知らず且つ裸体を忌む風習あり（中略）銭湯の設けなき処にありては共同風呂を構へ入浴するに至れり、然れども利用の度頗る低きを免れず。（中略）入浴することなく不潔を意とせざるを以て室内は一種の臭気鼻を衝き耐へざるものあり」として、入浴習慣を持たないアイヌの人々を問題視した（小松，1918）。このことから推測されるのは、イギリスなどのヨーロッパやアメリカにおける入浴と浴場をめぐる言説を日本へと導入していたのに対し、異なる習慣を持つ近隣の地域に対して、入浴と浴場をめぐる観点をあてはめていくようになるということである。この点については、稿を改めて論じることにはしたい。

引用文献

- Alcock, Sir Rutherford (1863) *The Capital of the Tycoon: a Narrative of a Three Years' Residence in Japan*, 2 vols. 山口光朔（訳）（1962）「大君の都——幕末日本滞在記」。岩波書店。
- Ashenburg, Katherine (2007) *The Dirt on Clean*. Knopf/Random House. 鎌田衍月（訳）（2008）「図説 不潔の歴史」。原書房。
- Black, John Reddie (1880) *Young Japan*. Trubner & Co. ねずまさし・小池晴子（訳）（1970）「ヤング・ジャパン」。平凡社。
- Corbin, Alan (1982) *Le Miasme et Jonquille L'odorat et l'imaginaire social 18e-19e siècles*. Editions Aubier-Montaigne. 山田登世子・鹿島茂（訳）（1990）「においの歴史 嗅覚と社会的創造力」。藤原書店。
- Csergo, Julia (1988) *Liberté Egalité Propreté*. Editions Albin Michel. 鹿島茂（訳）（1992）「自由・平等・清潔——入浴の社会史」。河出書房新社。
- 大日本私立衛生会（1897）沐浴の沿革及其衛生の必要。大日本私立衛生会雑誌，172，716-717。
- 大日本私立衛生会（1916）餘白録。大日本私立衛生会雑誌，402，p26。
- 大日本私立衛生会（1919）銭湯と尿の比較分析。大日本私立衛生会雑誌，438，549-550。
- Glassberg, David (1979) The design of reform: the public bath movement in America. *American Studies*, 20, 5-21.
- Hoy, Suellen (1997) *Chasing Dirt*. Oxford University Press. 椎名美智（訳）（1999）「清潔文化の誕生」。紀伊国屋書店。
- 今西一（1998）「近代日本の差別と性文化—文明開化と民衆世界」。雄山閣出版。
- 神保五彌校注（1968）「浮世風呂」。角川書店。
- 貝原益軒（1714）養生訓。石川謙（校訂）（1961）「養生訓・和俗童子訓」。岩波書店。
- 亀井重磨（1902）入浴装置の改良を望む。大日本私立衛生会雑誌，234，p759。
- 川端美季（2006）『湯屋取締規則』及び『湯屋営業取締規則』に関する考察。コア・エシックス，2，59-73。
- 川端美季（2009）京都における公設浴場の設置過程及び運営に関する考察。コア・エシックス，5，89-98。
- 木村寿（1980）社会事業史上における生江孝之の位置について。歴史研究，17，35-45。
- 小松梧樓（1918）アイヌ種族の衛生状態（二）。大日本私立衛生会雑誌，423，340-356。
- 京都部落史研究所（1985）「京都の部落史7史料近代2」。京都部落史研究所。
- 京都市参事会編（1901）「伯林市行政ノ既往及現在」。
- 曲直瀬玄朔（1599）延寿撮要，大塚敬節・矢数道明（編）「近世漢方医学書集成 六」。名著出版。
- 松本良順（1864）「養生法」。国際日本文化研究センター所蔵。
- 松下禎二（1918）「衛生百話」。博文館。
- 本井子承（1812）長命衛生論。三宅秀・大沢謙二（編）（1979）「日本衛生文庫 第二号」。日本図書センター。
- 村井純之助（1903）東京市の浴場試験成績。中外薬報，64，3-4。
- 生江孝之（1912）「欧米視察細民と救済」。博文館。
- 野田忠廣（1899）水と衛生。大日本私立衛生会雑誌，193，425-448。
- 小原信三・松崎宗信（1903）日本國民の衛生状態に就て。大日本私立衛生会雑誌，239，165-171。
- 小野芳朗（1997）「〈清潔〉の近代——「衛生唱歌」から「抗菌グッズ」へ」。講談社。
- 山東京伝（1802）賢愚湊銭湯新話，神保五彌（校注）

- (1982)「浮世風呂——戯場粹言幕の外大千世界楽屋探」。岩波書店。
- 関天籟 (1913) 特殊部落の衛生に就いて。大日本私立衛生会雑誌, 368, 18-20.
- 柴田承桂 (1884) 第二總會海外衛生上景況ノ報道 (前號ノ續)。大日本私立衛生会雑誌, 14, 13-24.
- 芝田祐祥(1715)人養問答. 三宅秀・大沢謙二(編)(1979)「日本衛生文庫 第五号」。日本図書センター。
- Smith, Virginia (2007) *Clean a History of Personal Hygiene and Purity*. Oxford University Press. 鈴木実佳 (訳) (2010)「清潔の歴史——美・健康・衛生」。東洋書林。
- 鈴木則子 (2001) 江戸の銭湯にみる養生と清潔。吉田忠・深瀬泰旦 (編)「東と西の医療文化」。思文閣出版。
- 瀧澤利行 (1998)「健康文化論」。大修館書店。
- 武田勝蔵 (1967)「風呂と湯の話」。塙書房。
- 内山直三・浅川範彦 (1898) 理髮所又は浴場に於て病毒を傳染することあり之れを予防する簡便なる方法。大日本私立衛生会雑誌, 184, 497-498.
- Vigarelo, Georges (1985) *Le Propre et le Sale : l'hygiène du Corps depuis le Moyen Âge*. Seuil. 見市雅俊監 (訳) (1994)「清潔になる〈私〉——身体管理の文化誌」。同文館出版。
- Williams, Marilyn Thornton (1991) *Washing "the Great Unwashed" Public Baths in Urban America, 1840-1920*. Columbus : Ohio State University Press.
- 著者未詳 (1695) 通仙延寿心法. 三宅秀・大沢謙二 (編) (1979)「日本衛生文庫 第六号」。日本図書センター。
- (2010. 2. 26 受稿) (2010. 5. 13 受理)